平成２４年（フ）第８０１号
札幌市白石区北郷２条４丁目10番19号　ハイツ大空103号
債務者　辻村トシ子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４０号
札幌市手稲区稲穂４条７丁目９番20号　ロイヤルコート４．７―302号
債務者　島谷　広治
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９８号
北海道江別市緑町東１丁目69番地の３　エピソード21―103号室
債務者　宮崎　直樹
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４８号
札幌市豊平区平岸４条７丁目３番５―303号
債務者　野村　雅美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６８号
札幌市西区発寒５条４丁目１番20号
債務者　神永　美子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０９２号
札幌市東区北17条東９丁目２番５号　ＴＵＢＥハウス203号
債務者　近野　良久
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１００号
札幌市東区北35条東15丁目２番１号　コーラル15―302
債務者　松平紀美枝
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１６８号
札幌市東区東苗穂14条２丁目10番17号
債務者　南部　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９９号
札幌市東区北28条東９丁目２番12号　ピアパレス202号
債務者　坂部　愛理
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０号
群馬県高崎市北久保町16番地９　ハイツＹＫ北久保103号
債務者　船渡由利子（旧姓冨沢）
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１２１号
群馬県高崎市貝沢町968番地１　レオパレスパラディー104号
債務者　末光　恭介
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３２号
群馬県高崎市棟高町889番地20
債務者　岡田　良雄
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１９９号
埼玉県本庄市児玉町児玉1660番地２
債務者　田島　文江
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０６号
埼玉県本庄市下野堂３丁目24番15号　アーバンＹＭ202
債務者　藤元　静江
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７３号
相模原市中央区上溝2381番地２　メゾンサンマルサン201
債務者　佐々木奈津美
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８９号
相模原市南区上鶴間本町９丁目19番26号　グランドール上鶴間203
債務者　石森　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１９９号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目70番23号
債務者　影山　　航
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部